

兵庫県立大学「障がい学生支援に関するガイドライン」

1. 障がい学生支援に関する本学の取組方針

兵庫県立大学は、全ての学生が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら支えあい、学生、教員、職員が多様性を重んじる、開かれた大学を目指す。

また、本学における障がい学生に対する支援は、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく「合理的配慮の提供」を含めて行われるものであり、ここに実施基準となるガイドラインを定める。

2. 支援対象・支援範囲

支援対象は、次の①から③に該当する者とする。

- ① 兵庫県立大学に入学を希望する障がいのある人
- ② 兵庫県立大学に在籍する障がい学生
- ③ ①②以外でも本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が本大学に認められた者

支援範囲は、原則としてキャンパス内における入学試験支援、修学支援、就職支援とする。

(なお、「障がいのある人」および「障がい学生」とは、心身の機能に障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者で、原則として、障がい者手帳や医師の診断書等の根拠資料のある人とする。)

3. 入学試験の支援内容

大学入学共通テストの「受験上の配慮」に準拠し、必要な支援を行う。

4. 修学支援の提供内容

(1) 本学における支援の内容は、次の事項を参考とする。

- ① 試験の配慮
別室受験、時間延長、代筆、代読
- ② 講義等の記録の代替
ノートテイキング、授業担当教員の了解に基づく録音の許可
- ③ 教材へのアクセシビリティ
教科書・教材の代替フォーマット(点字、音声、拡大、電子テキストファイル等)の製作、字幕のない映像資料への文字起こし・字幕付け
- ④ 音声言語へのアクセシビリティ
パソコン等支援機器の利用、手話通訳(支援機関への派遣依頼)等

- ⑤ 建物へのアクセシビリティ
教室、図書館、実験室等学内諸施設
- ⑥ 技術支援による自立サポート
音声読み上げソフト、ICレコーダ、拡大カメラ、耳栓の使用等
- ⑦ 実験・実習の補助
LA、TAなどによる補助
- ⑧ その他の支援
障がい特性による必要な支援

(2) 本学における「合理的配慮」としての支援の内容に含まれないものとして、次の事項を参考とする。

- ① 教育における本質の変更を伴うもの
単位認定基準や卒業要件の緩和など、教育に関わる本質的な変更。
- ② 大学に過度な負担がかかるもの
大学側に財政面・体制面等で「過度な」負担がかかるもの。判断の要素は次のとおりとする。
(要素＝「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」内閣府に基づく)
○事務・事業(教育研究)への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
○実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
○費用・負担の程度
○事務・事業(教育研究)規模
○財政・財務状況
- ③ 教育とは関係のない生活全般にわたる支援に関するもの
本学における修学とは直接に関係しない日常生活支援や個人的な支援、及び課外活動に関する支援。

4. 就職支援

個々の学生の障がい内容・特性を踏まえて支援する。ハローワークをはじめとした国、地方公共団体、企業・団体、関係機関等と連携を図り、学生の希望実現を目指す。

5. 不服申立て

このガイドラインにしたがって提供されることが決定された支援方法等について、障がい学生、その保証人、関係する科目の教員及び職員において疑義や不服申立てがある場合は、原則建設的対話に基づく合意形成により解決する。

ただし、解決に至らない場合、不服申立ての窓口を「本部アクセシビリティセンター」とする。「本部アクセシビリティセンター長」は、「合理的配慮調整会議」を開催して、解決のための調整・調停を行う。